

自動車又は一般原動機付自転車に該当する電動モビリティに関連する交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン(案)に係る意見照会結果

団体名等	分類	意見	理由	コメント
1 日本電動モビリティ推進協会 (JEMPA)	1	「自動車又は一般原動機付自転車に該当する電動モビリティ」とあるが、例えば国交省で検討頂いている性能等確認申請の対象となる車両に限定するなど、対象を明示化して頂きたい。	現状の書きぶりでは先日ご説明のあった対象が立ち乗り型、ペダル付き原付のみであるとは理解できず、普通自動車に該当する四輪EVまでも対象に含まれることが想起されます。ご回答では官民連携協議会の位置付けなどからの判断によるとのことでしたが、本文だけ見て対象が明確に分かるようにパーソナルモビリティの定義をご検討をお願いします。	御意見を踏まえ、関連する交通違反・交通事故の実態を踏まえ、ペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車に対象を限定することといたします。
2 日本電動モビリティ推進協会 (JEMPA)	4(1)エ	(1)エの項目について、発売済み製品への遡及はしないほしい。	特定小型原付のガイドライン制定時とは異なり、既に市場に製品が流通している中での制定となるため、過去にメーカーが製造して現在も店舗に在庫が存在している製品については性能等確認の対象範囲から除外することを明示して頂きたいです。これらについてはメーカーでは既に生産が終了しているものの、店頭で在庫が残っているような製品もあり、そうした製品では現実的に性能等確認申請を行うことが困難なためです。	本ガイドラインでは、保安基準適合性の確認方法として、型式認定又は性能等確認を受けたことを証する標章等により確認する方法を例示しているところ、発売済みの商品についても、新車と同様に、保安基準適合性を確認の上、保安基準に適合しない車体を販売しないようにする必要があると考えていることから、原案のとおり、発売済みの車体も4(1)エの対策の対象とすることとします。ただし、御意見を踏まえ、本ガイドラインの策定時点で既に販売済みの車体の保安基準適合性を確認する方法として「型式認定を受けておらず、かつ、性能等確認の対象とならない車体又は本ガイドラインの策定時点で既に販売されている車体にあつては、当該車体の製作者等が作成した、当該車体が保安基準に適合する旨を証した書面等が添付された車体のみを販売する」方法を例示することとします。
3 日本電動モビリティ推進協会 (JEMPA)	4(1)エ	(1)エの項目について、性能等確認申請の対象とならない車種は除外して頂きたい。	特定小型原動機付自転車と異なり、一般原付ではすべての車種を性能等確認申請の対象とできないと伺っています。性能等確認申請を受けることができない車種については型式認定や性能等確認申請を必須としないことを明示して頂きたいです。ご回答では「標章等が貼付された車体のみを販売するなど」としているの「など」には製造業者での独自確認も含まれるのご見解でしたが、本文のみを読んだ場合に読み取れない部分であるため、取引先等にもガイドラインを遵守徹底させる上で障害となります。適法性違法性を判断する根拠となる部分では曖昧な表現を用いないようにして頂きたいです。	本ガイドラインでは、保安基準適合性の確認方法として、型式認定又は性能等確認を受けたことを証する標章等により確認する方法を例示しているところ、性能等確認の対象とならない車体についても、保安基準適合性を確認の上、保安基準に適合しない車体を販売しないようにする必要があると考えていることから、原案のとおり、性能等確認の対象とならない車体も4(1)エの対策の対象とすることとします。ただし、御意見を踏まえ、性能等確認の対象とならない車体の保安基準適合性を確認する方法として「型式認定を受けておらず、かつ、性能等確認の対象とならない車体又は本ガイドラインの策定時点で既に販売されている車体にあつては、当該車体の製作者等が作成した、当該車体が保安基準に適合する旨を証した書面等が添付された車体のみを販売する」方法を例示することとします。
4 日本電動モビリティ推進協会 (JEMPA)	全項	施行時期について、1年程度の猶予を頂きたい。	性能等確認申請については制度設立後の申請・試験・認定となり時間を要すること、免許証確認の必須化についてはEC販売のシステム対応なども必須であることから、施行については制定から1年程度の猶予を頂きたいです。	本ガイドラインに記載された各対策については、本ガイドラインの策定後、各事業者においてそれぞれの事情に応じて計画的に準備を進め、可能な限り速やかに順次実行に移すものとするとしてしています。
5 一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会 (JaFDA)	4(3)ア 4(3)イ	「配送業務に使用する車体の名称及び『一般原動機付自転車』といった車両区分を登録させ」とあるが、「『一般原動機付自転車』といった車両区分を登録させ」としていただきたい。	配達員が配送業務に使用する車体の登録については、「自転車」「原付」「軽自動車」など車体区分を登録させ、車体名称は登録させていない。本項目の趣旨は保安基準適合有無を確認すべき車体の選別であると思われるが、登録された車体区分である程度選別可能と思われ、車体名称は必ずしも必要と思われない。	御指摘を踏まえ、「配達員が配送業務に使用する車体の車両区分を登録させ」に修正いたします。
6 一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会 (JaFDA)	4(3)ア	「保安基準に適合している旨を表示する標章等」について、「標章等」の具体的な内容をお示しいただきたい。また、「標章等」を準備できなかった場合の対応方法についても例示いただきたい。	ペダル付き原動機付き自転車の保安基準適合有無については、国土交通省が運用する性能等確認制度による確認を受けた旨を示す表示有無により確認できると思われるが、本確認制度の受験有無は販売事業者の任意であり、販売済みの車体に本制度が適用されるのか不明確である。また性能等確認制度による確認結果はあくまで「標章等」の一例となっている。今後、電動モビリティでの配達を希望する配達事業者から、どういった書類を提出すればよいか問い合わせが来る可能性があり、「標章等」の具体的な内容や用意ができない場合の対応例を国において示していただかない限り、配達員の登録業務を行う部署において配達員からの問い合わせに明確な回答ができず、現場対応に負担が生じる恐れがある。	御意見を踏まえ、保安基準に適合しない車体の使用禁止対策については、会員規約等による義務付け及び配達員への説明周知に関する項目のみを残し、型式認定番号標や性能等確認済シールの写真を送信させるなどして保安基準適合性を確認することを規定した項目を削除することとします。一方、ガイドラインの実効性を確保するため、「ペダル付き電動バイク等の電動モビリティの正確な車両区分登録の推進」「自動車損害賠償責任保険等に加入していない車体の使用禁止」「ナンバープレートを表示していない車体の使用禁止」に関する項目を新たに追加することといたします。

7	一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会(JaFDA)	4(3)ア 4(3)イ	<p>4(3)ア 保安基準に適合しない車体の配送業務使用禁止等を「会員規約」において定めるものとしているが、「会員規約等」としていただきたい。また、会員規約の補足的な説明を配達員向けメールマガジン等で周知した場合も、本項目を満たしているものとしていただきたい。</p> <p>4(3)イ 運転免許を受けないで配送業務を行うことを禁止する旨「会員規約」において定めるものとしているが、「会員規約等」としていただきたい。また、会員規約の補足的な説明を配達員向けメールマガジン等で周知した場合も、本項目を満たしているものとしていただきたい。</p>	<p>「会員規約」内における法令遵守に係る書きぶりについては事業者によって異なり、規約では包括的な書きぶりとしたうえで事業者が個別で定めているガイドラインで細かい規定をしたり、配達員向けメールマガジンにおいて補足的な説明をしたりしている事業者もいる。このような現状を踏まえ、本ガイドラインでは「会員規約等」としていただき、配達員に本ガイドラインの趣旨・目的が説明されていると判断できる方法については、本項目を満たしているものとしていただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「会員規約等」に修正いたします。ただし、この場合、「会員規約等」は配達員との関係で法的効力を有するものに限り、単なる一方的な告知に留まるものについては含まないものとします。</p>
8	一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会(JaFDA)	4(3)ア 4(3)イ	<p>4(3)ア 配達員が保安基準に適合しない車体を配送業務に使用し、道路で通行させたことが判明した場合には、「速やかに警察に通報した上で、会員資格の停止、抹消等の措置を講ずること」としているが、「速やかに警察に通報すること」に修正していただきたい。</p> <p>4(3)イ 配達員が運転免許を受けないで自動車又は一般原動機付自転車に該当する電動モビリティを運転していたことが判明した場合には、「速やかに警察に通報することや、当該配達員の会員資格の停止、抹消等の措置を講ずること」としているが、「速やかに警察に通報すること」に修正していただきたい。</p>	<p>仮にデリバリープラットフォーム側において法令違反が確実と判断して通報しても、警察から捜査・調査又は処分等(交通反則通告制度による告知及び通告を含む。以下同じ)がされなかった場合、配達員資格の停止・抹消(以下「資格停止等」)を行うことは、配達員との関係で訴訟等のリスクが発生する。仮に資格停止等をGL上の義務にするのであれば、警察の捜査等の結果、相応の処分等を受けてからでないで資格停止等を行うことは難しい点をご考慮いただきたい。</p>	<p>飲食物等の配送業務を委託する事業者が取り組むべき安全対策として、配達員に対して、</p> <p>①運転免許を受けないでペダル付き電動バイク等の電動モビリティを運転しないこと及び運転免許の確認に係る事項を偽らないこと ②保安基準に適合しないペダル付き電動バイク等の電動モビリティを配送業務に使用し、道路で通行させないこと、登録した車体以外の車体を配送業務に使用しないことを会員規約において義務付けることを記載しているところ、当該義務付けの実効性を確保するためには、違反が判明をした場合には、会員資格の停止、抹消等の措置を講じていただく必要があると考えられることから、原案維持とさせていただきます。一方、違反の事実認定のプロセス・体制等や違反状況に応じた具体的な措置内容については事業者において一義的に検討の上決定することを想定しております。</p>
9	一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会(JaFDA)	4(3)ア 4(3)イ	<p>4(3)ア 「保安基準に適合しない車体を道路で通行させた場合には道路運送車両法違反となり、罰則が適用される可能性があることを配達員に対して説明するとともに、ウェブサイト、アプリケーション等を通じて周知すること」とあるが、事業者が配達員に伝える具体的な説明内容または情報源である資料やウェブリンク等をご教示いただきたい。</p> <p>4(3)イ 「配達員が運転免許を受けないで自動車又は一般原動機付自転車に該当する電動モビリティを運転した場合には道路交通法違反となり、罰則が適用される可能性があることを、配達員に対して説明するとともに、ウェブサイト、アプリケーション等を通じて周知すること」とあるが、事業者が配達員に伝える具体的な説明内容または情報源である資料やウェブリンク等をご教示いただきたい。</p>	<p>法律が専門ではない事業者が具体的な法令に関する情報を配達員に伝えるには限界があり、本ガイドライン遵守のために配達員に伝える内容また配達員に伝える情報源(ウェブリンク等)を具体的に明記していただきたい。</p>	<p>関係する法令等の内容や各関係省庁で作成している資料等については、本官民協議会の場等を通じて共有することを想定しております。</p>
10	一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会(JaFDA)	4(3)ウ	<p>「配送業務を委託する事業者」が「配送業務を再委託する事業者」に対して行う必須事項は本ガイドラインの周知徹底と遵守の呼びかけとし、遵守の義務付や履行確認、是正措置等の位置づけは、アやイに記載されているような「その事業形態等に応じて、追加的な対策を併せて実施することが望ましい」とこととしていただきたい。</p>	<p>「配送業務を再委託する事業者」も本ガイドライン4(3)ア、イを履行すべき事業者であると認識しており、履行の責務等も本事業者が当然担うべきものと思われる。</p> <p>また「配送業務を再委託する事業者」との関係性も事業者ごとによって異なり、本ガイドライン遵守に係る働きかけに係るアプローチ方法も事業者ごとによって異なることから、義務付けや履行確認等は「望ましい措置」としたうえで、多様な方法を認めてもらいたい。</p>	<p>配送業務を再委託する事業者による本ガイドラインの対策の実施を担保するためには、遵守の呼びかけ等では不十分であり、契約上の義務付け及び履行状況の確認や是正措置を講ずることが必要であるため、原案維持とさせていただきます。</p> <p>なお、配送業務を再委託する事業者も本ガイドラインの対策を実施すべきであることを明記する修正をいたします。</p>

11	一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会(JaFDA)	4(3)オ	「関係行政機関と情報共有を行うとともに、配達員による交通事故又は交通違反の実態を把握し、将来的な対策を講じるため、警察、自治体、教育機関等との意見交換を定期的実施すること。」を、「配達員による交通事故又は交通違反の実態を把握し、将来的な対策を講じるため、警察のイニシアティブによる自治体、教育機関等との意見交換に可能な限り応じる」としていただきたい。また、実行に当たっては、自治体、教育機関等の意見交換のニーズを正しく把握した上で、デリバリープラットフォームが無理なく応じられる形をご検討いただきたい。	自治体、教育機関等、その他関係行政機関との定期的な意見交換の実施に関し、交通安全に関する各機関の意見の把握やその意見に応じた施策の企画立案・実施については、警察庁及び全国の警察のリードが不可欠である。事業者側からの呼びかけのみでの実現は難しいと考えるため、各機関との意見交換は各地の警察主体の元、事業者の参加を促していただく形をご検討いただきたい。	「関係行政機関等との連携」については、例えば、 ○ 都道府県警察との連絡窓口を設定した上、都道府県警察と交通安全対策に関する定期的な協議を実施すること ○ 都道府県警察と連携して、配達員に対する各種広報啓発を行うこと等の取組が考えられます。こういった取組に関しては、警察からの一方的な要請だけではなく、必要に応じて事業者のイニシアチブで実施することも十分想定されるため、原案維持とさせていただきます。 なお、警察庁から各都道府県警察に対して、本ガイドラインの趣旨を踏まえ適切に対応するよう指示する予定としております。
12	オンラインマーケットプレイス協議会(JOMC)	4(1)イ 4(2)アイ	仮に上記該当の項目の内容が修正等がされず、販売事業者・販売者又はプラットフォーム事業者において電動モビリティの販売の際に購入希望者の免許確認を行うこととする旨のガイドラインとなるならば、本件ガイドラインの発行から販売事業者・販売者・プラットフォーム事業者の本件取組の実施までに十分な時間的な猶予が持たせられるべき。 なお、本件意見はあくまで今後策定されるガイドラインにおいて、販売事業者・販売者又はプラットフォーム事業者の電動モビリティ販売時に購入希望者の免許証確認が課せられた場合のものであり、現時点で本件規定そのものの賛同を意味するものではないことは申し添えます。	本件免許確認を義務付ける規約等の改正やプラットフォーム事業者におけるシステム改修等は相応の時間を要するため。	本ガイドラインに記載された各対策については、本ガイドラインの策定後、各事業者においてそれぞれの事情に応じて計画的に準備を進め、可能な限り速やかに順次実行に移すものとするとしています。
13	オンラインマーケットプレイス協議会(JOMC)	4(2)ア	「利用規約等において、販売事業者に対して、保安基準に適合していない自動車又は一般原動機付自転車に該当する電動モビリティを販売しないことを義務付けること」について、プラットフォーム側では根拠となる基準やリストがなければ保安基準の適合性を確認することは困難となっています。 そのため、これを実施するに当たっては、5の「国土交通省は、保安基準に適合することにつき性能等確認を受けた一般原動機付自転車の型式、製作者等の名称及び外観図を取りまとめてウェブサイトにおいて公表する【P】」(p10)が必要不可欠となってきますので、その実施の確保をよろしくお願いたします。	「利用規約等において、販売事業者に対して、保安基準に適合していない自動車又は一般原動機付自転車に該当する電動モビリティを販売しないことを義務付けること」について、プラットフォーム側では根拠となる基準やリストがなければ保安基準の適合性を確認することは困難であるため。	保安基準については一般に公表されているほか、国土交通省において、保安基準に適合することにつき性能等確認を受けた一般原動機付自転車の型式、製作者等の名称及び外観図を取りまとめてウェブサイトにおいて公表する予定となっております。
14	オンラインマーケットプレイス協議会(JOMC)	5	「5 関係行政機関の取組」(P9)等にあるとおり、関係行政機関及び関連団体が連携しての周知・啓発の取組を行い、その結果を持ってガイドラインの策定の必要性・内容を議論してもよいのではないかと。	ペダル付原動機付自転車の無免許運転等について国会等で指摘されているところではあるが、自転車型の特定小型原動機付自転車、一般原付に区分される電動モビリティ、そもそも免許などが必要のない電動アシスト付き自転車等の間の区分が一般利用者の中で追いついておらず、意図しない無免許運転を誘発している可能性もあるため。	「1 背景」において記載したとおり、国会において、運転免許を受けていない者にペダル付き原動機付自転車を販売する市場にも問題がある旨指摘されているところであり、ペダル付き電動バイクに関連する交通事故を防止するためには、販売事業者において、ペダル付き電動バイクの運転には運転免許が必要であることを購入者に対し十分に説明すること、運転免許を受けていない者にペダル付き電動バイクを販売しないようにすること、保安基準に適合しないペダル付き電動バイクを販売しないようにすることといった対策を講じることが必要であると考えております。本ガイドラインはこのようなことを踏まえ、その他関係事業者が取り組むべき対策を取りまとめたものとして策定することとしております。
15	オンラインマーケットプレイス協議会(JOMC)	1	「電動モビリティ」と記載のある事項全てについて、自動車又は一般原動機付自転車に該当する電動モビリティとは広範にすぎ、限定いただきたい。また、限定した上で自動車または一般原動機付自動車に該当することが各個別の商品において一見明白にわかるような表示等を商品に実施するか、特定のHP上で一覧にして表示する等、識別が容易になる工夫を実施していただきたい。	そもそも今回の道路交通法改正にあたっては、ペダル付き原動機付自転車に対象を限定されていた法改正の話であり、殊更それ以外の「自動車又は一般原動機付自転車に該当する電動モビリティ」を対象する必要性が具体的に明らかにされていないものと思われる。 また、自動車または一般原動機付自転車に該当する「電動モビリティ」とは定義がなく、プラットフォーム事業者においては車両区分の該当性について判断する能力も権限も有しないため、各商材について当該該当性が明らかでなければ対応できず、該当性が曖昧なまま対応を行えば出店者との関係で契約違反リスクとなりがかねないことに加え、執行ができない規範となることを意味し、本協議会・ガイドラインの趣旨を没却することにもなりかねないため。 さらに、その範囲が明確でない場合には、出店者に対する規約の予測可能性を与えることができず、また弊社は、透明化法上、曖昧な根拠で出店者に対する種々の措置をすることは困難であることから、「電動モビリティ」の定義が明確となり、かつ各個別の商材の車両区分等の法律上の整理が容易に判別できる商材でない限り、対応することは困難な状況である。 仮に、規制対象とすべき「電動モビリティ」が増えていくことを懸念しているとしても、社会的な課題を現認する都度ガイドラインを改めることが国民・ユーザーに対して最も誠実な対応だと考える。	御意見を踏まえ、関連する交通違反・交通事故の実態を踏まえ、ペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車に対象を限定することといたします。

16	オンライン マーケットプ レイズ協議会 (JOMC)	4(2)ア	「利用規約等において、販売事業者に対して、販売前又は車体の引渡し前に、購入者が運転免許を受けていることを確認することを義務付けること。ただし、プラットフォーム提供事業者が、車体の引渡し前に、購入者が運転免許を受けていることを確認した場合にあっては、この限りでない。」との記載について、運転免許券面確認を求めることにつき反対である。	道路交通法64条2項の定める「何人も、前項の規定に違反して自動車又は一般原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対し、自動車又は一般原動機付自転車を提供してはならない。」を根拠にするものと思われるが、他の車両販売等において運転免許の券面確認を求めていることからすれば、当該規定からプラットフォーム事業者だけでなく販売事業者に対して運転免許の券面確認義務という具体的な義務まで定めたものと読むことはできず、法令の定める内容以上の加重された内容を求めるものであると思われる。 また、他の車両販売等において、運転免許証の券面確認を求めているにもかかわらず「自動車又は一般原動機付自転車に該当する電動モビリティ」なる車両区分に対してのみ券面確認を求める必要性及び相当性が明らかになっていないと思われる。	ペダル付き電動バイクについては、原動機付自転車全体と比較して無免許運転の検挙数が著しく多くなっており、国会においても免許を受けていない者に対し販売を行う市場にも問題があると指摘されたところであり、ペダル付き電動バイクは、他の車両と比較して、免許を受けていない者への車両の提供を防止する必要性が特に高い認められることから、本ガイドラインにおいては販売事業者が取り組むべき対策として、運転免許の確認措置を記載しております。
----	-------------------------------------	-------	---	---	---